

ごみの減量化等に向けた方策について

(最終提言書)

平成 21 年 11 月

十和田地域広域事務組合
ごみ有料化等検討委員会

目 次

はじめに	1
基本方針	1
具体的な方策のあり方	2
1. 組合が行うべきこと	
(1) 組合による情報提供	2
(2) 焼却灰の資源化	2
(3) 事業系ごみ処理手数料の改定	2
(4) 本最終提言で提案した方策の効果を検証するためのデータ収集 ...	2
2. 市町村がなすべきこと	
(1) 住民への情報開示	2
(2) 資源ごみ分別方法の基本的な考え方の住民への説明	3
(3) 不適正排出及び不法投棄に関する監視体制の構築	3
(4) ごみ減量等推進員への支援強化	3
(5) 小学校等における啓発活動の実施	3
(6) 事業系ごみ排出の適正化に向けた啓発	3
(7) 本最終提言のごみ減量化等に関する効果の検証	3
3. 住民の皆さんにお願いしたいこと	
(1) ごみの減量・リサイクルへの協力	4
(2) 分別排出の徹底	4
(3) 地域の実情に応じた活動	4
おわりに	5
参考資料	
1 委員名簿	6
2 委員会開催経過	7

はじめに

十和田地域広域事務組合（以下、「組合」という。）のごみ処理事業は、現在使用している最終処分場の残余年数が約8年と推計されることから何らかの対応が必要な時期にきている。具体的には、ごみの減量化によって現有最終処分場の延命を図り、その上で新たな最終処分場の建設あるいは現有最終処分場の再生等の方針を早急に決定し実行することが必要である。さらに、当地域におけるごみ処理問題の将来を展望すると、当地域の住民が「ごみの減量・分別排出の徹底・リサイクル」に取り組む地域社会の構築に積極的に取り組み、当地域のごみ処理システムが今後長期にわたって低コストで運用可能なものとなるよう努力すべきである。

本委員会では、「ごみの減量化」と「適正排出の促進」を達成するための具体策をまとめ、本年3月に「ごみの減量化等に向けた方策について」を中間提言として報告した。この中間提言では当地域の住民、組合の構成市町村（以下、「市町村」という。）、組合が実施可能な方策を1. ごみの分別・減量化・資源化、2. ごみの有料化、3. 理解・教育・コンセンサスの3項目に分けて提示している。本年5月には組合ホームページや市町村の広報を通じて住民に公表し、また中間提言に対する意見募集の実施や住民との意見交換会などにより幅広く意見を求めた。

本委員会では、住民からの意見を踏まえ議論を重ねた結果、以下のような最終提言をまとめるに至ったので、ここに報告する。

基本方針

当地域の住民1人1日当たりのごみ排出量は平成19年度で956gと、全国平均の1,089g、青森県が達成目標としている1,000gよりやや少ないが、市町村のうち十和田市が1,111gと全国平均より僅かに多い程度である。一方、当地域におけるごみのリサイクル率は極端に低く（平成19年度：約14%）、全国平均の20.3%、青森県の目標値25%に遠く及ばないのが現状である。

「家庭ごみの有料化」はごみの減量化とリサイクル率の向上に最も有効とされている。最終処分場の延命を図るためにも、この施策採用の検討は不可避である。しかし本委員会の議論では、現時点では「家庭ごみの有料化」以外の考えられ得る方策に重点をおくべきであるとの意見が大勢を占めた。従って、「家庭ごみの有料化」に関しては直ちに実施するのではなく、3年間以上の慎重な制度設計を含めた検討期間が必要である。その制度設計に当たっては、地域による負担の差や既に努力されている住民に不公平のないように配慮すべきである。また、その導入に当たっては、住民の十分な理解を得た上で実施することを前提条件とすべきである。

本委員会は、「ごみの減量化」と「資源ごみのリサイクル率の向上」を達成するため、「家庭ごみの有料化」をのぞく具体的方策を最終提言として以下に提示する。行政（組合・市町村）及び住民はそれぞれ具体的な行動計画を立て、その達成目標を明示して集中的に取り組むべきである。この提言を受け、行政は今後3年間程度、ごみの減量化、資源化、最終処分場の延命におけるこれらの方策の効果を検証し、顕著な効果を実証された場合は、「家庭ごみの有料化」以外の施策に修正を加え、より大きな効果が得られるシステムとして定着させることを目指すべきである。

具体的な方策のあり方

1. 組合が行うべきこと

(1) 組合による情報提供

組合のごみ処理に関する情報は、これまでも市町村を通じて住民に対し開示されてはいるが、その情報が住民に十分に伝わっていたとは言い難い。従って、組合はごみの分別状況や排出量などの情報を市町村に対して今まで以上に提供し、市町村と協力して、ごみの減量、適正排出、資源化に関する情報提供、普及啓発を展開すること。

(2) 焼却灰の資源化

焼却灰の資源化に関しては、実施した場合の費用負担増とそれによる最終処分場の延命効果を算出して、その実施の是非を検討することが急務である。また、実施に当たってはそれに関する情報（処理費用の増加分等）を住民に開示すること。

(3) 事業系ごみ処理手数料の改定

現在、周辺地域との処理手数料の格差が生じており、他地域から当処理施設への流入が懸念されることから、早急に改定して周辺地域との均衡を図ることが必要である。組合は関係業者の事情を考慮し、適切な処理料金を決定して実行することが望ましい。また、処理手数料値上げ以後の不適正排出・不法投棄を防止するためにも、事業系ごみの処理方法が家庭ごみのそれとは異なっていることを、市町村と協力して排出業者に徹底指導すること。

(4) 本最終提言で提案した方策の効果を検証するためのデータ収集

組合は今回提案した方策によって、ごみの減量化及び資源化率向上における効果を検証するためのデータを今後3年間にわたって収集し、市町村に提供すること。効果の検証に用いるデータは、市町村ごとに区別して収集することとし、市町村ごとの効果の違いも分析できるものであることが望まれる。また、資源化率の向上等に伴って排出ごみの種類別の比率が変化することが予想されるので、得られたデータに基づいてごみの種類別の収集計画の適正化を検討すること。

2. 市町村がなすべきこと

市町村は以下提言に沿って、中間提言で提示した項目を参考に具体的な行動計画を策定し、速やかに実施すること。

(1) 住民への情報開示

住民のごみ問題に対するこれまでの取り組みがどのような効果を上げてきたのか、特に以下の点に関して正確な理解が得られるよう住民に説明すること。

- ・ 指定袋制度導入の意義は何であったのか？ その効果はあったのか？
- ・ 資源化に対するこれまでの住民の協力は、どの位の経済的メリットを生み（有価資源ごみ由来の収入はどのくらいあったのか）、それらの収入がどのように処理されたのか？

(2) 資源ごみ分別方法の基本的な考え方の住民への説明

資源ごみの分別方法が住民に十分理解されていないことが、当地域における低資源化率の原因の一つである。住民との意見交換から浮かび上がってきた問題点は、分別に関する基本的考え方が理解されていないため、リストに記載されていないものに関して住民は対応できないということである。

市町村は組合と協力して、資源ごみの分類方法に関する基本的考え方（どのような資源ごみを、どのように処理するのか。それに基づいて、どの程度の分別を住民に求めているのか）を住民に理論的に説明できるよう考え方を整理すること。また、住民から要望のあった新たな資源ごみ対象品目への対応に関してもその是非を検討して、ごみの分別に関する解りやすい方針を構築すること。

その方針に基づいて、ごみの分別方法に関する説明会の定期的な実施、市町村広報紙への掲載、その他の施策によって住民の理解を図ること。特に高齢者世帯に配慮すること。

(3) 不適正排出及び不法投棄に関する監視体制の構築

不適正排出による住民間のトラブル、不法投棄の増加に対する不安は、意見交換会で多くの住民から指摘された問題である。ごみ処理・分別システムの厳格化は、このような問題をさらに増幅する可能性がある。従って、ごみ減量等推進員や住民の協力も得ながら、市町村を中心として不適正排出の防止及び不法投棄監視体制の構築を進めること。

(4) ごみ減量等推進員への支援強化

地域ごとに委嘱しているごみ減量等推進員等の権限強化（不適正排出者にごみを持ち帰らせる権限等）とその活動に対する行政のバックアップ体制を強化すること。

(5) 小学校等における啓発活動の実施

住民との意見交換会では、すべての地域において住民のモラル低下が指摘された。住民のモラル向上を目的に、学校教育に環境教育を広く導入すること。すぐにでも取り組める活動として、牛乳パックのリサイクル運動などを推進すること。

(6) 事業系ごみ排出の適正化に向けた啓発

事業系廃棄物の処理は、排出者が自己の責任において処理することが義務づけられている。しかし、排出者の負担で処理すべき事業系ごみの一部が家庭ごみに流入し、本来事業者が負担すべき処理費用の一部を税金で負担しているのが現状である。このような状況において、一般家庭ごみの処理が無料のまま事業系ごみの処理手数料を値上げすると、事業系ごみから一般家庭ごみへの流入が懸念される。前述したように、組合における事業系ごみ処理手数料は諸事情から値上げせざるを得ないため、市町村は事業系ごみ排出の適正化のための啓発を排出業者に実施すること。

(7) 本最終提言のごみ減量化等に関する効果の検証

市町村は、組合から提供された今後3年間のごみ排出量及びリサイクル率の動向等に関するデータを分析し、提示した方策の効果を検証すること。その結果から、更により有効な施策を検討すること。また、ごみ排出量やリサイクル率に関するデータを定期的に住民に知らせること。

3. 住民の皆さんにお願いしたいこと

(1) ごみの減量・リサイクルへの協力

住民の皆さんには、現状のごみ排出状態のまま放置すると、8年後には新最終処分場の建設等で新たな負担が求められること、現有最終処分場は住民の皆さんのご協力によるごみの減量やリサイクルによって延命化が可能であることをご理解願いたい。

(2) 分別排出の徹底

市町村が実施するごみ分別方法に関する説明会に積極的にご参加いただき、資源ごみの分別に取り組んでいただきたい。その効果については市町村ごとのデータを定期的にお知らせするので、自分の地域の状況を把握して更なる減量化、資源化に取り組んでいただきたい。皆さんのご協力で青森県の目標値である25%を超えるリサイクル率と更なるごみ排出量の減量を目指しましょう。

(3) 地域の実情に応じた活動

中間提言に提示した項目のうち、以下の項目については市町村と協力して、できる地域から、できることから取り組んでいただきたい。

① 分別排出補助ボランティア

高齢者、身障者がごみを分別排出するときに、これを補助することによって適正で円滑な排出と収集ができるようボランティアによるサポート体制を市町村とともに構築し、他のボランティア団体との連携を図りながらボランティア活動を実践すること。

② 生ごみの堆肥化

堆肥の活用需要等の地域の実情を踏まえ、各自でコンポスト容器や生ごみ処理機による堆肥化を行うこと。それができなければ、ごみ排出前の行動として、生ごみの水切りを徹底し、ごみを減量すること。

③ 分別に関する講習会の開催

分別の徹底を図るため、町内会、その他の地域活動団体にあってはごみ減量等推進員等との協働により、さまざまな機会を利用してごみの分け方、出し方などの情報を提供すること。

④ 学校等での環境教育に対する協力

ごみ問題やリサイクルをテーマとした授業、課外活動に対して学校にまかせきりにするのではなく、地域の住民が協力して支援すること。

⑤ 資源集団回収への積極的な協力

新聞、雑誌、段ボールや缶などは、できるだけ地域の子供会等が実施している資源集団回収に出すこと。これによって、地域の活動が活性化されるとともに、ごみの減量やリサイクルの促進につながる。

おわりに

本最終提言では、当地域のごみ問題を根本的に解決することを目的に、その第一段階として家庭ごみの減量化による現有最終処分場の延命を達成すべく、組合、市町村及び住民に実行可能な範囲の負担をお願いするものである。我々を含めて、これまで当地域の多くの住民はごみ問題に関心であったし、また、市町村や組合からの住民への情報提供を始めとするごみ減量化に関する働きかけも十分であったとは言い難い。

この提言が多く住民に自分の住む地域のごみ問題を考える契機となると同時に、今後、組合及び市町村がこの提言で示された方策を尊重した上で達成目標の明示を含む具体的行動計画を策定し、行政と住民が一体となってごみ問題に取り組むことを期待する。

参考資料

1 十和田地域広域事務組合 ごみ有料化等検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属・役職等	区分
会長	上野 俊治	北里大学獣医学部 准教授	学識経験者
副会長	中橋 勇一	協同組合プランニングネットワーク東北 理事長	
委員	相内 一二	十和田市	関係市町村の推薦する住民代表者
委員	松橋 均	六戸町	
委員	種市 輝夫	おいらせ町	
委員	小林 光男	五戸町	
委員	小笠原 洋子	新郷村	
委員	漆 舘 美香	十和田市	公募による住民代表者
委員	伊 沢 義隆	六戸町	
委員	富 田 義輝	おいらせ町	
委員	立 花 広美	五戸町	
委員	鹿 島 千恵子	新郷村	
委員	漆 坂 直樹	十和田市 (前任委員・～H21.4.16)	関係市町村担当課の職員
委員	石 坂 一広	十和田市 生活環境課 係長 (H21.4.17～)	
委員	柴 山 英夫	六戸町 (前任委員・～H21.6.29)	
委員	鈴木 博文	六戸町 町民福祉課 総括主査 (H21.6.30～)	
委員	石 川 隆一	おいらせ町 環境保健課 主査	
委員	酒 井 正志	五戸町 福祉保健課 班長	
委員	高 村 郁子	新郷村 (前任委員・～H21.7.22)	
委員	小笠原 幸子	新郷村 住民生活課 厚生グループリーダー(H21.7.23～)	
委員	竹 内 操男	有限会社十和田環境サービス 代表取締役	
委員	遠 藤 健治	有限会社遠藤商店 代表取締役	

2 検討委員会の開催経過

第1回 検討委員会

開催日：平成20年6月30日（月） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：（1）委嘱状交付
（2）ごみ処理の現状の確認について

第2回 検討委員会

開催日：平成20年7月30日（水） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：ごみ処理の課題整理とその対応策について ※ワークショップ

先進地視察

期 間：平成20年8月26～27日
視察先：東根市外二市一町共立衛生処理組合
内 容：（1）ごみ処理部門の概要 （2）ごみ有料化の状況
（3）廃食用油燃料化施設

第3回 検討委員会

開催日：平成20年9月30日（火） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：（1）先進地視察の内容確認について
（2）ごみ処理の課題とその対応策について

第4回 検討委員会

開催日：平成20年10月31日（金） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：ごみ処理の課題とその対応策について

第5回 検討委員会

開催日：平成20年12月19日（金） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：ごみ処理の課題とその対応策について

第6回 検討委員会

開催日：平成21年1月27日（火） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：中間とりまとめ内容の検討について

第7回 検討委員会

開催日：平成21年2月20日（金） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：中間提言（案）の検討について

第8回 検討委員会

開催日：平成21年3月17日（火） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：中間提言内容の確認について

第9回 検討委員会

開催日：平成21年5月12日（火） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：（1）家庭ごみ有料化の基本的な制度設計について
（2）適正なごみ処理料金の設定について

意見募集

期 間：平成21年5月1日～平成21年5月29日終了
内 容：中間提言に対する意見募集

意見交換会

開催日：平成21年6月24日（水） 場所：新郷村総合福祉センター
平成21年6月29日（月） 場所：五戸町立公民館
平成21年7月1日（水） 場所：十和田市中央公民館
平成21年7月7日（火） 場所：六戸町役場会議室
平成21年7月10日（金） 場所：おいらせ町民交流センター
平成21年7月17日（金） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：中間提言に対する意見交換（ヒアリング）

第10回 検討委員会

開催日：平成21年8月24日（月） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：（1）中間提言に対する意見募集及び意見交換会の結果について
（2）中間提言に係る住民意見に対する検討委員会の対応について

第11回 検討委員会

開催日：平成21年9月30日（水） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：最終提言（案）の検討について

第12回 検討委員会

開催日：平成21年10月30日（金） 場所：十和田ごみ焼却施設会議室
内 容：最終提言内容の確認について

十和田地域広域事務組合ごみ有料化等検討委員会

平成 21 年 11 月

(事務局)

十和田地域広域事務組合事務局業務課

〒034-0051 十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3

電話 0176-28-2654 FAX 0176-28-2678